

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：27 地域公共交通の維持・活性化を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
85	地域公共交通計画の策定件数 *
82	【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 *
86	地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数 *
87	地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率
88	航路、航空路が確保されている有人離島の割合 *（①航路、②航空路）
89	【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 *（②地方中枢都市圏、③地方都市圏）

業績指標の分析

(85) 地域公共交通計画の策定件数 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	—	R6年度
実績値	618件	714件	835件	1,021件	1,184件	—	1,200件
年度ごとの目標値		764件	909件	1,054件	1,200件	—	

（事務事業等の実施状況）

地域交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催（令和6年度は2件実施、71名参加）等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることとしている。

これらの団体に対して、計画作成と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画作成の取組を促進した結果、令和6年度末時点では対前年度比+163件の1,184件の計画作成となり、概ね目標を達成したものの、目標数値には届かなかったため、Bと評価した。

（課題の特定）

地域公共交通計画の策定にあたっては、地域の現状・問題点の把握・必要となる交通や土地利用等のデータ収集、分析を行った上で、協議会を設立し、交通事業者や住民と調整を行うといったプロセスを経る必要があるため、多大な時間と労力を要す。課題解決のため、引き続き、地域公共交通計画策定事業などを活用した支援、必要となるデータ整備に資する標準化の推進、デジタルを活用した先進事例の横展開を行い、地域公共交通計画策定やその後の施策実施に係る地方公共団体の負担軽減に取り組む。

(82) 【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	—	R6年度
実績値	257 市町村	316 市町村	386 市町村	503 市町村	584 市町村	—	400 市町村
年度ごとの目標値		292 市町村	328 市町村	364 市町村	400 市町村	—	

(事務事業等の実施状況)

令和6年度時点で、立地適正化計画は907自治体で取組中(636自治体で立地適正化計画作成済)であり、都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導している。また、公共交通の充実を図ることを目的とした地域公共交通計画は1,184件策定されている。これらの計画の連動を促進し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

目標値400市町村に対し、実績584市町村と順調に推移し目標を達成したため、Aと評価した。
当該指標は第5次社会資本整備重点計画における重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)に設定されており、同計画の改訂にあたって新たな目標を検討している。

(課題の特定)

—

(86) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	—	R6年度
実績値	55 件	63 件	76 件	99 件	140 件	—	200 件
年度ごとの目標値		91 件	127 件	163 件	200 件	—	

(事務事業等の実施状況)

地域交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催(令和6年度は2件実施、71名参加)等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和5年10月に全面施行された改正地域交通法では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等の地域交通の再構築に向け、地域公共交通利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行い、令和6年度末時点では、対前年度比+41件となる140件の計画認定となった。
一方、地域公共交通特定事業の実施計画の作成にあたっては、地域交通事業者のみならず、道路管理者や港湾管理者、公安委員会、学識経験者や他分野の事業者など、幅広い関係者と協議を行って同意を得る、又は意見聴取を行う必要があり、自治体にとっての負担となっているため、目標未達となったことから、Bと評価した。

(課題の特定)

上記の通り、自治体にとっての負担が大きく、目標未達となっていたものの、令和5年10月に全面施行された改正地域交通法において、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業等の新たな枠組みを創設・拡充し、令和5年度から6年度にかけて計画数が伸びたことから、引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が作成されるよう、新たな制度の周知など地方公共団体への支援を行い、地域公共交通特定事業の普及・促進を図っていく。

(87) 地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	毎年度
実績値	-2.3%	-26.8%	3.4%	9.3%	4.9%	集計中	減少率の縮小
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

（事務事業等の実施状況）

地域交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催（令和6年度は2件実施、71名参加）等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

（その他の外部要因の状況）

人口減少・少子高齢化・地方都市の市街地内の人口密度低下・地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さに起因する地方部の事業者の経営悪化、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」への対応や担い手不足に起因する減便・廃止の増加、新型コロナウイルス感染症の流行およびテレワークなどの社会変化に伴う需要減、訪日外国人の増加に伴う需要増等

（目標の達成状況に関する分析）

令和6年度の実績値は集計中ではあるが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、令和2年度は-26.8%となったが、令和3年度以降は経済活動の回復とともに地方の輸送人員が回復傾向にあり、令和6年度においても引き続き順調であると推測されるため、Aと評価した。

（課題の特定）

-

(88) 航路、航空路が確保されている有人離島の割合 * (①航路)

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100% を維持
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

離島住民の日常生活に必要な不可欠な航路を維持する観点から、1952 年より、離島航路整備法（昭和 27 年法律第 226 号）に基づき、赤字航路に対する運営費補助等を行っている。補助の詳細は以下の通り。

- ・令和 6 年度離島航路運営費等補助 63.3 億円を確保し、124 航路 111 事業者に交付した。
- ・令和 6 年度離島航路構造改革補助 7.1 億円を確保し、13 事業者に交付した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

離島航路の運営費等補助及び構造改革補助を活用することにより、離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、航路が確保されている有人島の割合は 100%を維持していることから、A と評価した。

(課題の特定)

—

(88) 航路、航空路が確保されている有人離島の割合 * (②航空路)

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	96%	96%	100%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航空路）により、離島住民の日常生活に重要な役割を果たしている航空路について、安定的な輸送の確保のため運航費補助を実施するとともに、人の往来に要する費用の低廉化のための離島住民運賃割引を実施している。（令和 6 年度対象：17 航空路）

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

対象となる 25 の有人離島についてはすべて航空輸送が確保されており実績値は順調に推移していることから、A と評価した。

(課題の特定)

—

(89) 【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 * (②地方中枢都市圏)

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	79.5%	78.9%	79.0%	79.0%	78.7%	78.4%	81.3%
年度ごとの目標値		79.8%	80.1%	80.4%	80.7%	81.0%	

(事務事業等の実施状況)

・都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市のシステムを総合的に整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図った。

(令和6年度予算額：社会資本整備総合交付金5,065億円の内数、防災・安全交付金8,707億円の内数、補助金10億円の内数)

(その他の外部要因の状況)

急激な人口減少、少子化、高齢化の進展、バス、鉄道の減便・廃線

(目標の達成状況に関する分析)

②地方中枢都市圏については、令和元年度から令和6年度にかけて、減少傾向となっており、現在のトレンドを延長しても目標年度に目標値に届く見込みが少ないためBと評価した。

事務事業においては、多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる都市システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進していたものの、コロナ禍に、バス・鉄道の減便等により低下した指標が、その後も回復せずに減少傾向となっている。そのほか、地方中枢都市圏については、人口減少に伴い地域の公共交通の需要も減少し、地域の公共交通のサービスレベルが低下した結果、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加している点も指標が減少した要因であると考えられる。

(課題の特定)

地方中枢都市圏では、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加したことにより、公共交通利便性の高いエリアが縮小傾向にあることが目標達成に向けた課題となっている。また、地方都市の現状として、低密度な市街地が形成されており、公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口が少ないことも課題となっている。なお、事務事業については、都市交通システムの整備等の施策実施後、公共交通の利便性の高いエリアへの居住誘導につながるまでには時間を要するため、引き続き多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる立地適正化計画と連携した都市交通システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進することで、公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口割合を高めていく。

(89) 【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 * (③地方都市圏)

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	39.0%	38.3%	38.0%	37.3%	37.9%	37.9%	39.6%
年度ごとの目標値		39.1%	39.2%	39.3%	39.4%	39.5%	

(事務事業等の実施状況)

・都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市のシステムを総合的に整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図った。

(令和6年度予算額：社会資本整備総合交付金5,065億円の内数、防災・安全交付金8,707億円の内数、補助金10億円の内数)

(その他の外部要因の状況)

急激な人口減少、少子化、高齢化の進展、バス、鉄道の減便・廃線

(目標の達成状況に関する分析)

③地方都市圏については、令和元年度から令和4年度にかけ減少傾向であり、令和5年度、宇都宮にて新たな公共交通が整備されたこと等により上昇したが、令和6年度にかけては横ばいの状態である。現在のトレンドを延長しても目標年度に目標値に届く見込みが少ないためBと評価した。

事務事業においては、多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる都市システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進していたものの、コロナ禍に、バス・鉄道の減便等により低下した指標が、その後も回復せず減少傾向となっている。そのほか、地方中枢都市圏については人口減少に伴い地域の公共交通の需要も減少し、地域の公共交通のサービスレベルが低下した結果、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加している点も指標が減少した要因であると考えられる。

(課題の特定)

地方都市圏では、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加したことにより、公共交通利便性の高いエリアが減少傾向にあることが、目標達成に向けた課題となっている。また、地方都市の現状として、低密度な市街地が形成されており、公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口が少ないことも課題となっている。なお、事務事業については、都市交通システムの整備等の施策実施後、公共交通の利便性の高いエリアへの居住誘導につながるまでには時間を要するため、引き続き多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる立地適正化計画と連携した都市交通システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進する。

評価結果

(目標達成度合いの測定結果)

③ 相当程度進展あり

(判断根拠)

業績指標 8 個のうち、A が 4 個、B が 4 個であって、一部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示しているため、「③相当程度進展あり」と評価した。

(施策全体の総括分析・今後の取組の方向性)

地域交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援や、離島航路・離島航空路への運営費補助等の実施により、数値目標を達成している。地域公共交通計画の策定件数等は目標を上回らなかったものの、事業の拡充により相当な期間を要せずに現在の目標値を達成できるようなトレンドを示している。公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合（②地方中枢都市圏、③地方都市圏）は、減便等による公共交通のサービス水準の低下が影響しているが、事業の効果が出ている地域もあるため、立地適正化計画及び、地域公共交通計画と連携し、まちづくりと公共交通を一体的に捉えたきめ細やかな支援を引き続き強化していく必要がある。

また、地域交通の維持・確保に向け、令和 6 年 7 月に「国土交通省『交通空白』解消本部」を、同年 11 月に『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」を設置し、令和 7 年度から令和 9 年度までを「交通空白解消・集中対策期間」と定め、自治体や交通事業者に対する伴走支援や、パイロット・プロジェクトの推進など、あらゆるツールを総動員し、「交通空白」の解消に向けた地域交通の「リ・デザイン」の全面展開を推進する。その他、「リ・デザイン」を進めるため、地域交通分野における DX を推進する。具体的には、MaaS や配車アプリ等のデジタル技術を活用した交通サービスの高度化など、地域交通におけるデジタル技術の活用を一体的に進めるため、ベストプラクティス創出や標準化の推進等を行う。

合わせて、令和 3 年 5 月に改定した「交通政策基本計画」では、交通が直面する危機を乗り越えるための交通政策の 3 つの基本的方針として、A) 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保、B) 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・サービスの強化、C) 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現、を掲げ、各方針において数値目標を設定している。本施策においても目標年度を迎えた指標については、同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。

外部有識者のコメント

業績指標の多くは着実に目標値を達成している。目標値の達成に至っていない業績指標については、その要因をもう少し具体的に分析し、どのようなきめ細やかな支援をするのかについて検討があると良いと思われる。たとえば、業績指標(85)で、地域公共交通計画の策定にあたっては、複数のプロセスを経るため多大な時間と労力を要すとのことだが、どの部分にもっとも時間やコストがかかるのかを分析し、求められる支援を供することが重要である。また、DX 推進は手段であり、DX 推進によりどの課題にどう資するのかを検討する必要がある。(国土交通省政策評価会 鎌田 裕美)

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名・施策目標 27

総合政策局交通政策課 課長 大坪 弘敏

・業績指標 85

担当課：総合政策局地域交通課（課長 福嶋 教郷）

・業績指標 82

担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）
総合政策局地域交通課（課長 福嶋 教郷）

・業績指標 86

担当課：総合政策局地域交通課（課長 福嶋 教郷）

・業績指標 87

担当課：総合政策局地域交通課（課長 福嶋 教郷）

・業績指標 88

①担当課：海事局内航課（課長 叶 雅仁）
②担当課：航空局航空事業課地方航空活性化推進室（室長 稲福 孝司）

・業績指標 89

担当課：都市局街路交通施設課（課長 筒井 祐治）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	地域公共交通確保維持改善事業	004338
2	交通政策基本計画の実現による交通政策の総合的な推進	004339
3	新モビリティサービス推進事業	004340
4	新たな自動車旅客運送業務の取り組みにおける体制の強化	004341
5	地域公共交通維持・活性化推進事業	004343
6	地方空港等受入環境整備事業	004344
7	地方航空路線の維持・活性化の推進	004345
8	先進車両導入支援事業	007376
9	先進車両導入支援試験実証事業	007377
10	ラストワンマイル・モビリティに関する調査	007425
11	自家用車活用事業等のモニタリング・検証に関する調査	020484

参考指標の達成状況

施策目標：27 地域公共交通の維持・活性化を推進する

参考指標

(参 125) 鉄道事業再構築実施計画（鉄道の上下分離等）の認定件数

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	10 件	10 件	11 件	13 件	15 件	23 件	13 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 126) LRT 車両の導入割合（低床式路面電車の導入割合）

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	32.4%	35.7%	38.2%	40.4%	41.6%	42.5%	42%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 127) 新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共団体の数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	197 件	291 件	427 件	509 件	(集計中)	—	700 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—		

(参 128) 観光に関連する新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共団体の数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	136 件	198 件	315 件	343 件	(集計中)	—	500 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 129) バス事業者等において、標準的なバス情報フォーマットでダイヤの情報が整備されている事業者数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	382 件	510 件	634 件	755 件	(集計中)	—	900 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 130) 地方バス路線の維持率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	98.6%	98.0%	96.2%	98.1%	(集計中)	—	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 131) 道路運送事業等に従事する女性労働者数 (①バス運転手)

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	1,867 人	1,962 人	2,128 人	1,745 人	1,696 人	1,872 人	約 2,500 人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 131) 道路運送事業等に従事する女性労働者数 (②タクシー運転手)

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	10,108 人	9,723 人	9,470 人	9,673 人	11,213 人	13,078 人	約 14,000 人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 131) 道路運送事業等に従事する女性労働者数 (③自動車整備士 (2 級))

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	3,910 人	4,375 人	4,744 人	4,401 人	4,401 人	4,484 人	約 4,800 人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 125

担当課：鉄道局鉄道事業課（課長 高橋 泰史）

・参考指標 126

担当課：鉄道局鉄道事業課（課長 高橋 泰史）

・参考指標 127

担当課：総合政策局モビリティサービス推進課（課長 星 明彦）

・参考指標 128

担当課：総合政策局モビリティサービス推進課（課長 星 明彦）

・参考指標 129

担当課：総合政策局モビリティサービス推進課（課長 星 明彦）

・参考指標 130

担当課：物流・自動車局旅客課（課長 重田 裕彦）

・参考指標 131①

担当課：物流・自動車局旅客課（課長 重田 裕彦）

・参考指標 131②

担当課：物流・自動車局旅客課（課長 重田 裕彦）

・参考指標 131③

担当課：物流・自動車局自動車整備課（課長 多田 善隆）

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(85)地域公共交通計画の策定件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		618 (令和2年度)	1,200 (令和6年度)
【指標の定義】	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通計画の策定件数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)が令和6年3月末現在で1021件作成されており、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成に向けた取組が進められている。</p> <p>・また、地域交通法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることとしている。</p> <p>・これらの団体に対して、計画作成と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画作成の取組を促進することにより、令和6年度までに認定件数が1,200件を超えることを実現する。</p> <p>・なお、当該指標は第5次社会資本整備重点計画における重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標に設定されている。</p>		
【外部要因】	地方公共団体による関係者との調整		
【他の関係主体】	総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等		
【重要政策】	<p>・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)</p> <p>・「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日)</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組</p> <p>・「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日)</p> <p>1. 取組方針</p> <p>・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日)</p> <p>1. デジタル田園都市国家構想の推進</p>		
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	鉄道局鉄道事業課、自動車局旅客課、海事局内航課、航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室、都市局都市計画課		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(82)【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		257 (令和2年度)	400 (令和6年度)
【指標の定義】 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画と連携して策定した市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組が推進される。 ・現時点の自治体の作成状況や作成意向等を踏まえて、今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を400市町村と設定。			
【外部要因】			

【 他 の 関 係 主 体 】

地方公共団体

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)・都市再生基本方針(平成14年7月19日)

我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。

ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)

災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)

(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)

…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

(都市の競争力向上)

多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォークアブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)

i 魅力的な地方都市生活圏の形成

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)

④魅力的な地域をつくる

多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】 都市局都市計画課 総合政策局地域交通課

【 関 係 課 】 該当なし

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(86)地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		55件 (令和2年度)	200件 (令和6年度)
【指標の定義】	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通特定事業の実施計画認定総数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・平成19年の地域交通法施行以降、令和6年33月末で99件の地域公共交通特定事業(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、地域公共交通再編事業(現:地域公共交通利便増進事業)、鉄道再生事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業)の実施計画が国土交通大臣の認定を受けている。</p> <p>・令和5年10月に全面施行された地域交通法改正では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。</p> <p>・これらの計画の作成にあたっては、地方公共団体による交通事業者や住民等の地域の関係者との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要するが、地方公共団体に対して、財政面・ノウハウ面で支援を行っていくことにより、令和6年度までに認定件数が200件を超えることを実現する。</p> <p>・なお、当該指標は第2次交通政策基本計画における数値指標に設定されている。</p>		
【外部要因】	地方公共団体による関係者との調整		
【他の関係主体】	総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等		
【重要政策】	<p>・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第〇〇号)</p> <p>・「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日)</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組</p> <p>・「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日)</p> <p>1. 取組方針</p> <p>・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日)</p> <p>1. デジタル田園都市国家構想の推進</p>		
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	鉄道局鉄道事業課、自動車局旅客課、海事局内航課、航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室、都市局都市計画課		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(87) 地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-2.3% (令和元年度)	減少率を毎年度縮小
【指標の定義】	地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率を毎年度縮小させる		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)が令和6年3月末現在で1021件作成されており、持続可能で地域の実情に応じた地域交通の形成に向けた取組が進められている。</p> <p>・令和5年10月に全面施行された地域交通法改正では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。</p> <p>・これらの取組により、地域における持続可能な地域公共交通の実現を図るため、地域公共交通計画に係るアウトカム指標として、公共交通による毎年度輸送人員の減少率を縮減させるという指標を設定する。</p>		
【外部要因】	人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、MaaS等課題解決に資する新技術の開発、新型コロナウイルス感染症の流行等		
【他の関係主体】	地方公共団体		
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	鉄道局鉄道事業課地域鉄道再構築推進室、自動車局旅客課		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(88)航路、航空路が確保されている有人離島の割合*(①航路、②航空路)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①100% (令和元年度) ②96% (令和元年度)	①100%を維持 (令和7年度) ②100% (令和7年度)
【指標の定義】	<p>①分母は架橋されていない及び海上公共交通に依存している有人離島、分子は海上運送法に規定する旅客定期航路または不定期航路が確保されている離島。</p> <p>②分母は航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島数(平成24年度において北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港)</p> <p>分子は、分母のうち、当該年度において航空輸送が確保されている離島数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。</p> <p>②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また、長期的にも100%を維持することを目標とする。</p>		
【外部要因】	<p>①特記事項なし</p> <p>②船舶等代替交通機関へのシフト、人口減少等による利用者減に伴う収益悪化</p>		
【他の関係主体】	<p>①地方公共団体(事業主体) 民間事業者(事業主体)</p> <p>②都道府県(国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施)、航空運送事業者(事業主体)</p>		
【重要政策】	<p>・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)第3章に記載あり</p>		
【備考】			
【担当課】	<p>①海事局内航課</p> <p>②航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室</p>		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(89)【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合*(②地方中核都市圏、③地方都市圏)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		②79.5% ③39.0% (令和元年度)	②81.3% ③39.6% (令和7年度)
【指標の定義】	<p>【分子】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口</p> <p>【分母】圏域内人口</p> <p>※公共交通の利便性の高いエリア:鉄道やバスなどの基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内の地域(オフピーク時に片道運行間隔20分以下の鉄道駅を中心とする半径1km圏内の地域等)</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>本施策は、過度に自家用車に頼らない公共交通中心の交通体系、都市構造への転換を図ることを目標としていることから、公共交通の利便性の高いエリアへの居住人口割合を目標値として設定している。</p> <p>②地方中核都市圏 直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.27%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.3%)を設定して、令和元年度の実績値(79.5%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。</p> <p>③地方都市圏 直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.06%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.1%)を設定して、令和元年度の実績値(39.0%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。</p>		
【外部要因】	急激な人口減少、少子化、高齢化の進展		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日)「第4章に記載あり」 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 ・令和5年4月14日 都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ <p>「新多様な価値観や社会の変化を包摂するまちづくりを目指して」</p>		
【備考】	実績値は毎年集計。		
【担当課】	都市局街路交通施設課		
【関係課】			